

兵庫県公報

令和元年9月27日 金曜日 第44号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 平成20年兵庫県告示第234号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	5
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	5
○ 平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部改正（会計課）	8
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	8
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	9
病院局管理規程	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程	9
警察本部公告	
○ 入札公告	10
道路公社公告	
○ 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の料金の額及び徴収期間等	12
○ 遠阪トンネル有料道路の料金の額及び徴収期間等	22

告 示

兵庫県告示第428号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年9月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所
豊岡市福成寺字井ノ谷766
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第429号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年9月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市日高町日置字苅ウ谷63の1、63の2、64の1、64の2、65の1から65の3まで
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第430号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
高砂工業所長 落合計夫
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号いろ過施設 (No. 1)		27号いろ過施設 (No. 2)	
能	力	71m ³ /時		110m ³ /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	10~11	10~12	10~11	10~12
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	10以下	10
	浮遊物質 (単位 mg/L)	100	150	3,500	5,000
	窒素含有量 (単位 mg/L)	1	1	1	1
	リン含有量 (単位 mg/L)	0.2	0.2	0.2	0.2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1.5以下	1.5	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		55	65	10	12.5

備考 既設特定施設を廃止するとともに、使用方法を変更するため、排出水の量及び汚濁負荷量に変更はない。

33号イ 縮合反応施設		33号ハ 遠心分離機		33号ニ 静置分離器	
38,000L		1.5t/時		10.4m ³	
同 左		同 左		同 左	
着手後6箇月		着手後3箇月		着手後1箇月	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通常	通常	通常	最大	通常	最大
6~7	6~7	5~6	6~7	6~7	6~7
—	—	—	—	—	—
165	200	13	20	700	1,500
55	80	80	120	3,500	4,000
8	8	0.2	0.2	40	40
1.5	1.5	0.1	0.1	2	10
—	—	—	—	4	4
131以下	131	35	43	21	21

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年9月27日から同年10月18日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第431号

平成20年兵庫県告示第234号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年9月27日

兵庫県知事 井戸敏三

桜ヶ丘(1) I (101020029) の項中別図29、篠原台(1) I (101020044) の項中別図44、篠原台(3) I (101020046) の項中別図46、長峰台(1) I (101020053) の項中別図53、長峰台 I (101020090) の項中別図90、六甲山(1) II (101020093) の項中別図93、篠原北 II (101020132) の項中別図132を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第432号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年9月27日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北六甲 I (101020001)	神戸市灘区六甲山町（別図 1 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
六甲山(12) I (101020013)	神戸市灘区六甲山町（別図 2 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
南六甲 I (101020014)	神戸市灘区六甲山町（別図 3 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
土山(1)(1) I (101020016)	神戸市灘区土山町（別図 4 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
篠原 I (101020018)	神戸市灘区篠原（別図 5 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
鶴甲(4)(1) I (101020022)	神戸市灘区鶴甲 3 丁目（別図 6 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
一王山(3) I (101020028)	神戸市灘区一王山町（別図 7 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
桜ヶ丘(1) I (101020029)	神戸市灘区桜ヶ丘町（別図 8 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
桜ヶ丘(2) I (101020030)	神戸市灘区桜ヶ丘町（別図 9 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
赤松(2) I (101020032)	神戸市灘区赤松町 1 丁目（別図 10 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり

赤松(3) I (101020033)	神戸市灘区赤松町3丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
六甲台(1)(1) I (101020034)	神戸市灘区赤松町1丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
六甲台(3)(1) I (101020036)	神戸市灘区寺口町(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
六甲台(4)(1) I (101020037)	神戸市灘区六甲台町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
六甲台(6) I (101020039)	神戸市灘区六甲台町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
篠原台(1) I (101020044)	神戸市灘区篠原台(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
篠原台(3) I (101020046)	神戸市灘区篠原台(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
篠原北(1) I (101020050)	神戸市灘区篠原北町3丁目(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
篠原伯母野山Ⅲ (101020052)	神戸市灘区篠原伯母野山町2丁目(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
長峰台(1) I (101020053)	神戸市灘区長峰台1丁目(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
長峰台(2) I (101020054)	神戸市灘区長峰台1丁目(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
箕岡(3) I (101020059)	神戸市灘区箕岡通3丁目(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
箕岡(5) I (101020061)	神戸市灘区箕岡通4丁目(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
箕岡(6) I (101020062)	神戸市灘区箕岡通1丁目(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
丸山 I (101020064)	神戸市灘区五毛(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
青ヶ谷(1) I (101020068)	神戸市灘区原田(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
大石(2) I (101020071)	神戸市灘区大石(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
原田 I (101020073)	神戸市灘区原田(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
鶴甲(6)(2) I (101020081)	神戸市灘区鶴甲3丁目(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり

一王山Ⅰ (101020082)	神戸市灘区一王山町（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
長峰台Ⅰ (101020090)	神戸市灘区長峰台2丁目（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
六甲山(1)Ⅱ (101020093)	神戸市灘区六甲山町（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
六甲山(4)Ⅱ (101020096)	神戸市灘区六甲山町（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
六甲山(5)Ⅱ (101020097)	神戸市灘区六甲山町（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
六甲山(9)Ⅱ (101020101)	神戸市灘区六甲山町（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
六甲山(10)Ⅱ (101020102)	神戸市灘区六甲山町（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
六甲山(13)Ⅱ (101020105)	神戸市灘区六甲山町（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
六甲山(16)Ⅱ (101020108)	神戸市灘区六甲山町（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
六甲山(18)Ⅱ (101020110)	神戸市灘区六甲山町（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
北六甲(1)Ⅱ (101020112)	神戸市灘区六甲山町（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
北六甲(2)Ⅱ (101020113)	神戸市灘区六甲山町（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
南六甲(2)Ⅱ (101020119)	神戸市灘区六甲山町（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
六甲台Ⅱ (101020126)	神戸市灘区六甲台町（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
篠原(1)Ⅱ (101020130)	神戸市灘区篠原（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
篠原(2)Ⅱ (101020131)	神戸市灘区篠原（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
篠原北Ⅱ (101020132)	神戸市灘区篠原北町4丁目（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
原田Ⅱ (101020134)	神戸市灘区原田（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
西ノ奥(1)Ⅱ (101020135)	神戸市灘区岩屋（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり

西ノ奥(2)Ⅱ (101020136)	神戸市灘区岩屋(別図49のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
西ノ奥(3)Ⅱ (101020137)	神戸市灘区岩屋(別図50のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
北畑(1)Ⅱ (101020138)	神戸市灘区岩屋(別図51のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
北畑(2)Ⅱ (101020139)	神戸市灘区岩屋(別図52のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
一王山(1)Ⅲ (101020140)	神戸市灘区一王山町(別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
土山町 (101020142)	神戸市灘区土山町(別図54の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
日柳川(3)Ⅰ (201020017)	神戸市灘区篠原(別図55のと おり)	土石流	別図55のとおり
青谷右支溪Ⅱ (201020029)	神戸市灘区岩屋(別図56のと おり)	土石流	別図56のとおり

(別図1から別図56までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第433号

平成19年兵庫県告示第409号の4(会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任)の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月27日

兵庫県知事 井戸敏三

表県民局及び県民センター出納員の款県税事務所管理課又は収税管理課分任出納員の項6中「自動車税証紙及び自動車取得税証紙の売りさばき手数料」を「自動車税、自動車取得税並びに自動車税の環境性能割及び種別割の証紙印の押印手数料」に改め、同項中6を8とし、5の次に6及び7として次のように加える。

- 6 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税の徴収及び滞納処分に係る歳入歳出外現金の収納及び保管をすること。
- 7 地方税法附則第29条の9に基づく軽自動車税の環境性能割の徴収及び滞納処分に係る歳入歳出外現金の収納及び保管をすること。

表県民局及び県民センター出納員の款県税事務所経理員の項4の次に5及び6として次のように加える。

- 5 出張先における特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税の徴収及び滞納処分に係る歳入歳出外現金の収納及び保管事務
- 6 出張先における地方税法附則第29条の9に基づく軽自動車税の環境性能割の徴収及び滞納処分に係る歳入歳出外現金の収納及び保管事務



兵庫県告示第434号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和元年9月27日

北播磨県民局長 濱西喜生

- 1 重要調整池の所在地

三木市志染町西自由が丘2丁目15番地外17筆

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
播磨開発株式会社	三木市志染町西自由が丘1丁目350番地	西村 寿生

公 告

随意契約の相手方等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年9月27日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県税務システム修正開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年8月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
57,297,075円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和元年9月27日

兵庫県病院事業管理者 長嶋 達也

兵庫県病院局管理規程第6号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表料金の欄中「950円」を「970円」に、「6,470円」を「6,530円」に、「2,820円」を「2,880円」に改め、同条第4項の表料金の欄中「4,980円」を「5,020円」に、「2,260円」を「2,300円」に改め、同条第8項の表急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髓微小残存病変(MRD)量の測定の項を削る。

(病院局公有財産取扱規程の一部改正)

第2条 病院局公有財産取扱規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1建物使用料の款中「4,130」を「4,210」に、「7,220」を「7,350」に、「10,610」を「10,810」に、「13,760」を「14,010」に、「3,830」を「3,900」に、「100分の6.48」を「100分の6.6」に、「105分の108」を「105分の110」に改める。

附 則

この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年9月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 加藤 晃 久

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県下各警察署の交番等で使用する電気（低圧） 予定数量 4,228,983kwh/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和元年12月2日（月）から令和3年1月27日（水）まで

ただし、供給地点ごとの供給期間は12箇月分とする。

(4) 履行場所

仕様書「別表1」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出入納局管理課 電話（078）341-7711 内線4938

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和元年9月27日（金）から同年10月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課 担当 鈴木
電話 (078) 341-7441 内線2257

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間

令和元年9月27日（金）から同年10月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和元年11月8日（金）午前10時

場所 兵庫県警察本部庁舎本館6階603会議室（神戸市中央区下山手通5丁目4番1号）

(4) 入札書の提出期限

前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年11月7日（木）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年11月7日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に兵庫県警察本部を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(6)及び(7)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和元年10月11日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Akihisa Kato, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, for each Koban, etc. of Hyogo Prefecture Police Stations 4, 228, 983 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From December 2, 2019 through January 27, 2021

(4) Location:

4-1 Ikutachou, Chuo-ku, Kobe-shi, Apparatus, and so on

(5) Deadline for tender:

10:00 November 8, 2019 by direct delivery

17:00 November 7, 2019 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Suzuki, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2257

道 路 公 社 公 告

兵庫県道路公社公告第89号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第11条第4項の規定に基づき、料金を徴収する播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の料金の額を次のように変更し、令和元年10月1日から適用するので、同法第25条第1項の規定に基づき公告する。

なお、平成27年兵庫県道路公社公告第86号（播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の料金の額及び徴収期間等）は、令和元年9月30日限り、廃止する。

令和元年9月27日

兵庫県道路公社

理事長 吉村 文章

- 1 名称
播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）
- 2 路線及び区間
一般国道312号のうち朝来市和田山町加都から姫路市の形町形まで
- 3 徴収期間
昭和48年11月1日から令和14年10月21日まで
- 4 料金の額

(i) 基本料金

（軽自動車等）

（通行1台1回につき 単位：円）

姫路 JCT	100	100	150	—	270	320	420	520	580	680	780	—	840	950	1,150
	花田	50	100	—	150	270	320	420	470	630	730	—	780	840	1,050
		山陽 姫路東	50	—	100	210	270	370	470	580	680	—	730	840	1,050
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	50	150	210	320	370	520	630	—	680	780	1,000
					船津	100	150	270	320	470	520	—	580	680	890
						福崎	50	150	210	370	470	—	520	580	840
							市川南	100	150	320	370	—	470	520	730
								市川北	—	—	—	—	—	—	—
									神崎南	150	210	—	270	370	580
										神崎北	—	—	—	—	—
											生野	—	—	—	—
												生野北 第1	50	100	320
													生野北 第2	—	—
														朝来	210
															和田山

（普通車）

（通行1台1回につき 単位：円）

姫路 JCT	100	150	210	—	320	420	520	630	730	890	1,000	—	1,050	1,150	1,470
	花田	50	100	—	210	320	420	520	630	780	890	—	950	1,050	1,370
		山陽 姫路東	50	—	150	270	370	470	580	730	840	—	890	1,000	1,310
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	100	210	270	420	470	680	780	—	840	950	1,200
					船津	100	210	320	420	580	680	—	730	840	1,150
						福崎	50	210	270	470	580	—	630	730	1,000

市川南	150	210	370	470	—	580	680	950
市川北	—	—	—	—	—	—	—	—
神崎南	150	270	—	370	470	730		
神崎北	—	—	—	—	—	—		
生野	—	—	—	—	—	—		
生野北第1	50	100	420					
生野北第2	—	—	—					
朝来	270							
和田山								

〈中型車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路JCT	110	170	240	—	360	530	590	770	840	1,070	1,190	—	1,240	1,420	1,720
花田	50	110	—	240	360	470	660	710	950	1,070	—	1,130	1,300	1,600	
山陽姫路東	60	—	170	360	420	590	660	890	1,000	—	1,070	1,240	1,550		
豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砥堀	110	240	360	470	590	770	950	—	1,000	1,130	1,490				
船津	110	240	420	470	660	840	—	890	1,000	1,370					
福崎	110	240	360	530	660	—	770	890	1,240						
市川南	170	240	470	590	—	660	840	1,130							
市川北	—	—	—	—	—	—	—	—							
神崎南	170	360	—	420	530	890									
神崎北	—	—	—	—	—	—									
生野	—	—	—	—	—	—									
生野北第1	50	170	470												
生野北第2	—	—	—												
朝来	360														
和田山															

〈大型車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路JCT	160	220	340	—	500	720	840	1,060	1,170	1,460	1,620	—	1,720	1,960	2,390
花田	50	160	—	340	500	670	890	1,010	1,280	1,460	—	1,560	1,720	2,230	
山陽姫路東	110	—	290	450	550	780	950	1,220	1,400	—	1,510	1,670	2,120		
豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

砥堀	160	340	450	670	840	1,120	1,280	—	1,400	1,560	2,010
	船津	160	340	550	670	950	1,120	—	1,220	1,400	1,890
		福崎	110	340	450	720	950	—	1,060	1,220	1,670
			市川南	220	340	620	840	—	890	1,120	1,560
				市川北	—	—	—	—	—	—	—
					神崎南	290	450	—	550	780	1,220
						神崎北	—	—	—	—	—
							生野	—	—	—	—
								生野北第1	50	220	670
									生野北第2	—	—
										朝来	450
											和田山

〈特大車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路JCT	320	420	580	—	840	1,150	1,370	1,730	1,940	2,410	2,720	—	2,880	3,200	3,980
	花田	100	320	—	580	890	1,100	1,470	1,680	2,100	2,410	—	2,620	2,930	3,670
		山陽姫路東	210	—	420	730	950	1,310	1,520	1,990	2,300	—	2,520	2,830	3,570
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	270	580	780	1,150	1,370	1,830	2,150	—	2,300	2,620	3,350
					船津	320	520	890	1,100	1,570	1,880	—	2,050	2,350	3,150
						福崎	210	580	780	1,250	1,570	—	1,730	2,050	2,830
							市川南	370	580	1,050	1,370	—	1,520	1,830	2,620
								市川北	—	—	—	—	—	—	—
									神崎南	470	780	—	950	1,250	2,050
										神崎北	—	—	—	—	—
											生野	—	—	—	—
												生野北第1	50	370	1,100
													生野北第2	—	—
														朝来	730
															和田山

自動車の種類は、別表-1のとおりとする。

(2) 適用する割引

ア 通勤時間帯割引

(7) 割引を適用する区分、時間帯、料金所及び自動車

E T Cカードを使用して下表に定める区分及び時間帯に、適用料金所において通行料金の納付を行う
 おうとする自動車のうち、別表-1に示す軽自動車等及び普通自動車。

ただし、障害者割引の適用を受ける自動車の場合は、通勤時間帯割引を適用しない。

区 分	時 間 帯	適用料金所
平 日 (月曜日～金曜日)	7:00 以後～9:00 前 17:00 以後～19:00 前	イ 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路(2期)の全料金所 ロ 山陽自動車道の料金所のうち、三木東、三木小野、加古川北、山陽姫路西、龍野、龍野西及び赤穂 ハ 播磨自動車道の料金所のうち播磨新宮

(4) 割引適用後の額
 (軽自動車等)

(通行1台1回につき 単位:円)

姫路 JCT	70	70	110	—	180	220	300	370	410	480	550	—	580	660	810
	花田	50	70	—	110	180	220	300	330	440	510	—	550	580	730
		山陽 姫路東	50	—	70	150	180	260	330	410	480	—	510	580	730
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	50	110	150	220	260	370	440	—	480	550	700
					船津	70	110	180	220	330	370	—	410	480	620
						福崎	50	110	150	260	330	—	370	410	580
							市川南	70	110	220	260	—	330	370	510
								市川北	—	—	—	—	—	—	—
									神崎南	110	150	—	180	260	410
										神崎北	—	—	—	—	—
											生野	—	—	—	—
												生野北 第1	50	70	220
													生野北 第2	—	—
														朝来	150
															和田山

(普通車)

(通行1台1回につき 単位:円)

姫路 JCT	70	110	150	—	220	300	370	440	510	620	700	—	730	810	1,030
	花田	50	70	—	150	220	300	370	440	550	620	—	660	730	960
		山陽 姫路東	50	—	110	180	260	330	410	510	580	—	620	700	920
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	70	150	180	300	330	480	550	—	580	660	850

船津	70	150	220	300	410	480	—	510	580	810
	福崎	50	150	180	330	410	—	440	510	700
		市川南	110	150	260	330	—	410	480	660
			市川北	—	—	—	—	—	—	—
				神崎南	110	180	—	260	330	510
					神崎北	—	—	—	—	—
						生野	—	—	—	—
							生野北第1	50	70	300
								生野北第2	—	—
									朝来	180
										和田山

イ 深夜時間帯割引

(7) 割引を適用する区分、時間帯、料金所及び自動車

E T Cカードを使用して下表に定める区分及び時間帯に、適用料金所において通行料金の納付を行うおうとする自動車のうち、別表-1に示す中型車、大型車及び特大車。

ただし、障害者割引の適用を受ける自動車の場合は、深夜時間帯割引を適用しない。

区 分	時 間 帯	適用料金所
平 日 (月曜日～金曜日)	0:00 以後～4:00 前	イ 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の全料金所 ロ 山陽自動車道の料金所のうち、三木東、三木小野、加古川北、山陽姫路西、龍野、龍野西及び赤穂 ハ 播磨自動車道の料金所のうち播磨新宮

(4) 割引適用後の額
(中型車)

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路 JCT	70	100	140	—	210	320	360	470	500	640	710	—	740	850	1,030
	花田	50	70	—	140	210	290	400	430	570	640	—	680	780	960
		山陽 姫路東	50	—	100	210	260	360	400	530	600	—	640	740	930
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	70	140	210	290	360	470	570	—	600	680	900
					船津	70	140	260	290	400	500	—	530	600	820
						福崎	70	140	210	320	400	—	470	530	740
							市川南	100	140	290	360	—	400	500	680
								市川北	—	—	—	—	—	—	—
									神崎南	100	210	—	260	320	530

神崎北	—	—	—	—	—
生野	—	—	—	—	—
生野北第1	—	50	100	290	—
生野北第2	—	—	—	—	—
朝来	—	—	—	210	—
和田山	—	—	—	—	—

〈大型車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路JCT	100	130	200	—	300	440	500	630	700	880	970	—	1,030	1,170	1,440
花田	—	50	100	—	200	300	410	530	600	770	880	—	940	1,030	1,330
山陽姫路東	—	—	70	—	170	270	330	470	570	730	840	—	910	1,000	1,270
豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砥堀	—	—	—	100	200	270	410	500	670	770	—	840	940	1,200	
船津	—	—	—	—	100	200	330	410	570	670	—	730	840	1,140	
福崎	—	—	—	—	—	70	200	270	440	570	—	630	730	1,000	
市川南	—	—	—	—	—	—	130	200	380	500	—	530	670	940	
市川北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
神崎南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	170	270	—	330	470	730
神崎北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
生野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
生野北第1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	130	410	
生野北第2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
朝来	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	270	
和田山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

〈特大車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路JCT	190	260	350	—	500	690	820	1,040	1,160	1,450	1,630	—	1,730	1,920	2,390
花田	—	60	190	—	350	530	660	880	1,010	1,260	1,450	—	1,570	1,760	2,200
山陽姫路東	—	—	130	—	260	440	570	780	910	1,190	1,390	—	1,510	1,700	2,140
豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砥堀	—	—	—	160	350	470	690	820	1,100	1,290	—	1,390	1,570	2,010	
船津	—	—	—	—	190	320	530	660	940	1,130	—	1,230	1,420	1,880	

福崎	130	350	470	750	940	—	1,040	1,230	1,700
	市川南	220	350	630	820	—	910	1,100	1,570
		市川北	—	—	—	—	—	—	—
			神崎南	290	470	—	570	750	1,230
				神崎北	—	—	—	—	—
					生野	—	—	—	—
						生野北第1	50	220	660
							生野北第2	—	—
								朝来	440
									和田山

ウ 休日割引

(7) 割引を適用する区分、時間帯、料金所及び自動車

E T Cカードを使用して下表に定める区分及び時間帯に、適用料金所において通行料金の納付を行うおうとする自動車のうち、別表-1に示す軽自動車等及び普通自動車。

ただし、障害者割引の適用を受ける自動車の場合は、休日割引を適用しない。

区 分	時 間 帯	適用料金所
土曜日 日曜日 祝 日	0:00 以後～24:00 前	イ 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の全料金所 ロ 山陽自動車道の料金所のうち、三木東、三木小野、加古川北、山陽姫路西、龍野、龍野西及び赤穂 ハ 播磨自動車道の料金所のうち播磨新宮

(4) 割引適用後の額
(軽自動車等)

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路 JCT	70	70	110	—	180	220	300	370	410	480	550	—	580	660	690
	花田	50	70	—	110	180	220	300	330	440	510	—	550	580	730
		山陽 姫路東	50	—	70	150	180	260	330	410	480	—	510	580	730
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	50	110	150	220	260	370	440	—	480	550	700
					船津	70	110	180	220	330	370	—	410	480	620
						福崎	50	110	150	260	330	—	370	410	580
							市川南	70	110	220	260	—	330	370	510
								市川北	—	—	—	—	—	—	—
									神崎南	110	150	—	180	260	410
										神崎北	—	—	—	—	—

生野	—	—	—	—
生野北第1	50	70	220	
生野北第2	—	—		
		朝来	150	
				和田山

〈普通車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路JCT	70	110	150	—	220	300	370	440	510	620	700	—	730	810	880	
	花田	50	70	—	150	220	300	370	440	550	620	—	660	730	960	
		山陽姫路東	50	—	110	180	260	330	410	510	580	—	620	700	920	
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				砥堀	70	150	180	300	330	480	550	—	580	660	850	
					船津	70	150	220	300	410	480	—	510	580	810	
						福崎	50	150	180	330	410	—	440	510	700	
							市川南	110	150	260	330	—	410	480	660	
								市川北	—	—	—	—	—	—	—	
									神崎南	110	180	—	260	330	510	
										神崎北	—	—	—	—	—	
											生野	—	—	—	—	
												生野北第1	50	70	300	
													生野北第2	—	—	
														朝来	180	
																和田山

エ 「ハイカ・前払」残高管理サービスに係る割引

(7) 割引をする自動車

「ハイカ・前払」残高管理サービスを適用する自動車は、ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定める「ハイカ・前払」残高管理サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

(i) 障害者割引を受ける自動車の取扱い

「ハイカ・前払」残高管理サービスにおいて、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対して割引を適用する。

(ii) 割引率

割引率は14パーセント以内とする。

5 料金の割増金

料金の徴収を不法に免れた者に対しては、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増

金として徴収する。

別表-1

車種区分	自動車の種類	摘 要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるものをいう。
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
普通車	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ けん引自動車軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又ハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又は、被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）をいう。
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの（ホに該当するものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	リ けん引自動車軽自動車等又は普通車である連結車両	イ又はハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両をいう。
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもの4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續き等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）をいう。
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもので道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による免許をうけて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者

	<p>ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両</p>	<p>が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて、当該許可に係る路線を運行するもの又は車両総重量8トン以上のものうち乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。</p> <p>ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両をいう。</p>
特大車	<p>ワ 普通貨物自動車（4車軸以上のもの）</p> <p>カ 大型特殊自動車</p> <p>ヨ 乗合型自動車（その他）</p> <p>タ 連結車両</p>	<p>普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）をいう。</p> <p>法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。</p> <p>乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）をいう。</p> <p>けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ又はヲに該当するものを除く。）をいう。</p>



兵庫県道路公社公告第90号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の規定に基づき、料金を徴収する遠阪トンネル有料道路の料金の額を次のように変更し、令和元年10月1日から適用するので、同法第25条第1項の規定に基づき公告する。

なお、平成26年兵庫県道路公社公告第84号（遠阪トンネル有料道路の料金の額及び徴収期間等の公告）は、令和元年9月30日限り、廃止する。

令和元年9月27日

兵庫県道路公社
理事長 吉村文章

1 料金の額及び徴収期間等

名称	路線名及び区間	徴収期間	車両の種類	額 (通行1台1回につき・円)
遠阪トンネル有料道路	一般国道483号のうち朝来市山東町柴から丹波市青垣町遠阪まで	昭和52年5月25日から令和8年1月18日まで	普通車	320
			中型車	370
			大型車	520
			特大車	890
			軽自動車等	210

2 自動車の種類は、別表-1のとおりとする。

3 適用する割引

(1) 回数券割引

ア 割引率

割引率は20パーセント以内とする。

ただし、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として回数券の割引率を30パーセントとする。

(2) 「ハイカ・前払」残高管理サービスに係る割引

ア 割引をする自動車

「ハイカ・前払」残高管理サービスを適用する自動車は、ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定める「ハイカ・前払」残高管理サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行うおうとする利用者の自動車

イ 障害者割引を受ける自動車の取扱い

「ハイカ・前払」残高管理サービスにおいて、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対して割引を適用する。

ウ 割引率

割引率は14パーセント以内とする。

4 料金の割増金

料金の徴収を不法に免れた者に対しては、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

別表-1

車種区分	自動車の種類	摘 要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるものをいう。
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
普通車	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のものをいう。
	へ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又ハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又は、被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）をいう。
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人）	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの（ホに該当するものを除く。以下「乗合型自動車」

	<p>以下のもので車両総重量8トン未満のもの)</p> <p>リ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両</p>	<p>という。)のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。</p> <p>イ又はハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両をいう。</p>
大型車	<p>ヌ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの)</p> <p>ル 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)</p> <p>ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両</p>	<p>普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの(トに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続き等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第1号から第5号まで(第2号イを除く。)に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)をいう。</p> <p>乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のものうち道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定による免許をうけて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて、当該許可に係る路線を運行するもの又は車両総重量8トン以上のものうち乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。</p> <p>ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの連結車両をいう。</p>
特大車	<p>ワ 普通貨物自動車 (4車軸以上のもの)</p> <p>カ 大型特殊自動車</p> <p>ヨ 乗合型自動車 (その他)</p> <p>タ 連結車両</p>	<p>普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの(ヌに該当するものを除く。)をいう。</p> <p>法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。</p> <p>乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの(ルに該当するものを除く。)をいう。</p> <p>けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(へ、リ又はヲに該当するものを除く。)をいう。</p>